

知多市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 1 3 号

知多市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を  
改正する条例

知多市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 4 5 年知多市  
条例第 8 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。



(下線部分は改正箇所)

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
退職報償金支給額表				退職報償金支給額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	(略)	30年以上35年未満	35年以上		(略)	30年以上	(新設)
団長	(略)	(略)	<u>1,079,000円</u>	団長	(略)	(略)	(新設)
副団長	(略)	(略)	<u>1,009,000円</u>	副団長	(略)	(略)	(新設)
分団長	(略)	(略)	<u>949,000円</u>	分団長	(略)	(略)	(新設)
副分団長	(略)	(略)	<u>909,000円</u>	副分団長	(略)	(略)	(新設)
部長及び班長	(略)	(略)	<u>834,000円</u>	部長及び班長	(略)	(略)	(新設)
団員	(略)	(略)	<u>789,000円</u>	団員	(略)	(略)	(新設)